

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 全員協議会室 担当職員 井上
日 時	令和3年12月13日(月曜日)	開 議 閉 議	午前10時00分 午後 5時22分
出席委員	◎木村 ○浅田 三上 山本 松山 齊藤 石野 (福井議長)		
執行機関出席者	山内市長公室長、鳥山市長公室シティプロモーション担当室長、 小林広報プロモーション課長、竹村人事課長、篠部SDGs創生課長、 内藤人事課副課長、的場人事課給与係長、 真里谷広報プロモーション課シティプロモーション係長 浦政策企画部長、高木企画調整課長、太田企画調整課企画推進係長 田中生涯学習部長、山口市民力推進課長、三宅生涯スポーツ課長、 樋口市民力推進課副課長、今西生涯スポーツ課副課長 石田総務部長、牧野総務課長、藤本自治防災課長、中澤契約検査課長、 鎌江自治防災課副課長、岩本総務課総務係長、齊藤自治防災課防災・危機管理係長、 井内契約検査課主幹 小栗会計管理室長、野々村財産管理課長、谷口財産管理課副課長、石田財産管理課主幹 片山教育部長、久保教育部次長、亀井教育総務課長、三宅学校教育課長、 樋口社会教育課長、岩崎歴史文化財課長、谷図書館長、桂学校給食センター所長、 谷口みらい教育リサーチセンター所長 関まちづくり推進部長、内藤建築住宅課長、窪内建築住宅課建築・営繕係長		
事務局	山内事務局長、井上事務局次長		
傍聴	可	市民 1名	報道関係者 1名 議員 6名(小川、富谷、平本、赤坂、三宅、木曾)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

(事務局日程説明)

2 議案審査

(市長公室 入室)

10:00～

【市長公室】

- (1) 第10号議案 亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

市長公室長 あいさつ
各課長 説明

10:16

《質疑》

<木村委員長>

第10号議案について、質疑はあるか。

<松山委員>

業務に従事するときの開始と終了は、どのように整理されているのか。

<人事課長>

所属長が業務を命令し、業務開始を確認したときからである。

<松山委員>

所属長が業務命令を出したときからということは、所属長判断で変わるということか。

<人事課長>

そのとおりである。

10 : 19

<木村委員長>

第1号議案について、質疑はあるか。

<山本委員>

17ページ、移住・定住促進経費、「離れ」にのうみの新たな活用ということで、ワーケーションモニター事業を行うということであるが、委託先と内容は。

<SDGs創生課長>

国は、密を避け、安心してバケーションを楽しみながら働くワーケーションの促進と普及に様々な形で力を入れている。亀岡市としても、「離れ」にのうみの有効活用を考える中で、ワーケーション施設として活用するモニターを募集し、アンケート調査を行い、活用方法をまとめて今後の利用促進を図っていきたいと考えている。来年2月下旬から3月上旬に、ワーケーションに興味のある方をモニターとして全国から募集して選定し、宿泊してもらおう。専門家に来てもらい、「離れ」にのうみの宿泊の魅力や仕事、食、温泉、遊びをひくくめてどのようなプランができるか、検討していきたいと思っている。委託先は、今後、指定管理者に調整してもらおう。

<山本委員>

2月から3月に開始するということだが、開始というのはモニター事業を実施するということか。

<SDGs創生課長>

モニター事業は、指定管理者の株式会社ちいおりアライアンスに委託し、事業を展開してもらおうことになるが、2月下旬から3月上旬にワーケーションモニターを募集し、「離れ」にのうみに宿泊してもらおうと考えている。

<齊藤委員>

モニターをしていくということか。

<SDGs創生課長>

ワーケーションに興味のある方を全国から募集する。どのくらい応募があるか分からないが、審査して何組かに「離れ」にのうみに宿泊してもらい、亀岡の魅力がどれだけ出せるかという勉強会を行う。

<齊藤委員>

どこかの企業の方に宿泊してもらおうのか。

<SDGs創生課長>

ワーケーションに興味のある方に、「離れ」にのうみに宿泊してもらおう。そこでアンケートを取り、次年度にどのようなワーケーションの取組ができるかということの勉強会を行う。

<齊藤委員>

宿泊してもらい、「離れ」にのうみをどのように活用していけばよいかを勉強するためのモニターを募集するということか。

<SDGs 創生課長>

そうである。

<齊藤委員>

コロナで宿泊が難しい中で、違う形でやろうということか。意図としては分かった。

<三上委員>

ゆっくりしたり観光したりしながら仕事をするワーケーションの場所に、「離れ」にのうみがどれだけ最適なところかということ一度感じてもらい、意見をもらう。そのために無料で泊まらせてあげる。募集し、審査し、使い勝手はどうか、亀岡の魅力はどうか、観光しながら仕事をするために何が必要かといったことをリサーチしたりするということか。

<SDGs 創生課長>

そうである。

<木村委員長>

リサーチした後、勉強会をするのか。

<SDGs 創生課長>

アンケートを取りまとめ、次年度にプランをつくり、宿泊者を増やしていきたいと思っている。

<木村委員長>

プランは誰がつくるのか。

<SDGs 創生課長>

プランは指定管理者に作成してもらいが、市と指定管理者とで月1回ミーティングをしているので、調査結果を踏まえて新しい事業を展開していきたいと考えている。

<松山委員>

ワーケーションモニター事業委託料56万円の積算根拠は。

<SDGs 創生課長>

委託料は指定管理者が提示したものであるが、講師料、参加者の宿泊費、イベント企画費、会場費等である。

<松山委員>

金額の内訳は。

<SDGs 創生課長>

講師謝金10万円、参加者宿泊費28万円、イベント企画費10万4,000円、会場費3万円、消費税5万1,400円、合計56万5,400円である。

<松山委員>

モニターは何人か。

<SDGs 創生課長>

20人である。

<松山委員>

モニターに無料で宿泊してもらい、使い勝手などを聞いていくと思うが、次の事業展開について、市長公室として何か考えを持っているのか。

<SDGs 創生課長>

初めての取組であるので、どのようになるか分からないが、なるべく亀岡の魅力が発信できるような情報を聞き取り、来年度から新たな事業ができるよう指定管理者と調整していきたい。

<齊藤委員>

指定管理者からワーケーションモニター事業を提示されたということであるが、指定

管理者がやればよいのではないか。なぜ、市に予算を要求するのか。そのための指定管理ではないのか。ワーケーションをやってうまくいかなければ、別の提案をして予算を要求してくるのではないか。

<SDGs 創生課長>

毎月のミーティングで、全国で広がっているワーケーションの話聞き、市としては「離れ」にのうみの宿泊を増やしたいという思いがあったので、この事業を「離れ」にのうみでしてほしいと指定管理者に伝えた。指定管理者もしたいという思いがあり、新たな展開ができるようにこの事業をしていきたいという思いから、今回予算を計上させていただいた。

<齊藤委員>

ワーケーションは、コロナが始まってからずっと全国的にやっていることである。なぜ今になってこのような話が出るのか。ワーケーションのために必要な物品を用意するための予算かと思ったが違う。指定管理者制度を導入している施設なので、それでよいのか心配する。

<石野委員>

17ページ、ふるさと力向上経費、会計年度任用職員報酬は何人分か。

<SDGs 創生課長>

5人分である。

<石野委員>

期間はいつまでか。

<SDGs 創生課長>

5人はそれぞれ任用期間が異なっている。一番長い人は、1月末までである。

<山本委員>

ワーケーションモニター事業参加者は20人ということであるが、20人から意見を聞き、次につながるなければ意味がない。選考すると言われたが、企業として選ぶのか、個人として選ぶのか。どのように選考するのか。

<SDGs 創生課長>

選考については、これから指定管理者と調整していく。具体的なことは決まっていない。

<山本委員>

次につながる人に参加してもらおうようお願いする。

<松山委員>

全国的にワーケーションで人が集まっており、指定管理者が企画書を持ってこられたということであるが、本来であれば当初予算で計上し、観光と商業の発展ということで、市全体でモニター調査すべき案件だと思う。「離れ」にのうみだけに特化したモニター調査ではふさわしくないと思う。指定管理者は、どのような思いを持っているのか。移住者を増やしたいのか、観光振興につなげたいのかが分からない。企画書を資料提出してもらおうよう、委員長に取り計らいをお願いする。

<木村委員長>

資料提出できるか。

<SDGs 創生課長>

資料提出させていただく。秋頃に東京の民間業者によるワーケーションの調査結果が出された。ワーケーションを「知っている」が71%であった。どこがよいかという調査もあり、「遠い観光地」ということで、1番北海道、2番京都府、3番沖縄県であった。2番が京都府ということ、ぜひともワーケーション事業を「離れ」にのうみ

でさせていただきたいという思いで予算を計上した。

<松山委員>

どの委員も、この事業が駄目だとは思っていないと思う。この時期に出てきたことに違和感がある。ワーケーションモニター事業をしたいという思いは分かるが、方向性が決まっていないう中で、指定管理者が企画を持ってきて、モニター事業をやって、ワーケーション事業をやっているということになれば、どんどん指定管理料が増えていくことになるのではないかと皆さん心配されていると思う。我々には市民への説明責任があるので、企画書を提示してほしい。

<三上委員>

そもそもの経緯として、指定管理者からこの事業をしたいという話があったのか。市から持ちかけたのか。それとも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金があるので、普段できないこともできるから何か考えようということが出てきたのか。

<市長公室長>

課長の言ったことを修正させていただく。当初予算の時点でも、「離れ」にのうみはコロナの関係で宿泊客が減っているの、今年には宿泊客だけではなく、ワーケーションなどを積極的に取り入れて、移住・定住促進施設としての活用も図っていくということは、市のスタンスとして持っていた。その中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということもある。ワーケーションを進めていく必要があると思っており、「離れ」にのうみという施設を活用し、ここをワーケーション施設として専ら活用するのではなく、今回のモニターの方に意見を聞いて、亀岡がワーケーションにとって魅力のあるまちだということをもっと知っていただくためには、企業の担当者や個人事業者などに呼びかけて、その方に泊まらせていただく。そして、将来的には市内にはほかにもゲストハウスがあるので、そういうところの活用、また、京都先端科学大学の学生マンションもかなり空いているので、そこも活用しながら、どんどん誘導を進めていきたいという思いでこの事業を実施することが始まりである。

<三上委員>

後々は、ゲストハウスや旅館などの民間宿泊施設でもワーケーションに必要な機材が入れられるよう、市が補助金を出すなど応援していくということか。

<市長公室長>

そのとおりである。ワーケーションに必要なWi-Fi環境などは所有者で整える必要があるが、そこに人を入れていくというのは市の仕事だと思っている。

<三上委員>

ワーケーションはウイズコロナの例であり否定はしないが、コロナ交付金の使い方、例えば大河ドラマ館にお金をつぎ込むのはどうかといった声が市民から上がっている。同じように、このようなことよりも本当にコロナで困っている人を支援すべきだという声がある。市長にも、市民が納得できるコロナ交付金の使い方についてシフトするよう伝えていただきたい。

(質疑終了)

10:44

(市長公室 退室)

(生涯学習部・総務部・まちづくり推進部 入室)

10:46～

【生涯学習部】

(1) 第20号議案 令和3年度ガレリアかめおか長寿命化改修工事(建築)請負契約

の変更について

生涯学習部長 あいさつ
市民力推進課長 説明

10:50

《質疑》

<松山委員>

天井が剥がれても、大きな破片はこのネットで受けることができるが、木材やビス止めしているねじは網目の間から落ちて、子どもに当たるのではないかと心配する。その点も踏まえてネットにするのか。

<建築住宅課長>

今回のネットは、25ミリ目である。天井材が粉々に砕けて落ちることは想定しにくいので、脱落してくるものはこれで抑えられると考えている。

<松山委員>

天井が剥がれたところは、利用停止しているのか。

<市民力推進課長>

落ちたところは、カラーコーン等で立入禁止の規制をしている。日常点検の中で、脱落の危険がある天井材がないかを常に監視している。軽いものなので、当たっても大きなけがをすることはないかもしれないが、落ちたときに人に当たることも想定し、今できる対策として、正面玄関やガレリアあそびの森などの出入り口付近では、簡易的なネットを張って対応している。

<齊藤委員>

現在の対応と言われたが、雨漏りであれば下にコーンを置いておけばよいが、パネルが軽いのであれば真下には落ちないと思う。ネットを付けるのであれば、早く付けたほうがよい。ネットは何年くらいもつのか。

<市民力推進課長>

現在、かなり広く網をかけているが、安全対策を強化したい。今回施工するネットの耐用年数は、10年程度と考えている。

<山本委員>

今回のネットで、天井全てをカバーできるのか。

<建築住宅課長>

天井全てをネットで囲むので、落下に関しては安全対策が取れると考えている。

<松山委員>

ネットではなく、シートのほうがよいのではないかと。ネットを付けるのに2,470万円かかるということを、市民にどのように説明すればよいか分からない。どのような理由でネットにしたのか。

<建築住宅課長>

施工性、使用者に対する制限も含めて作業にかかる時間、また、天井とネットをほぼ隙間なく張っていこうと思うとネットのほうが施工性がよく、現場の収まりもよいという判断でこの工法を採用した。

<松山委員>

耐用年数10年と言われたが、10年間はガレリアかめおかの天井、外壁や窓ガラスも含めて改修しないというわけではないと思う。ガレリアかめおか長寿命化計画を考えるとという話を聞いたが、そういった観点から、一度この工事も見直し、ガレリアかめおかをどうしていくかを考えたほうがよいと思う。長寿命化計画の中で天井を貼り

替えることになれば、皆さんの血税である2,470万円を無駄にすることになってはいけないという思いがあるがどうか。

<市民力推進課長>

長寿命化計画の中で令和2年度に策定した長期営繕計画で、天井改修は令和13年に計画している。今回、ネットを安全対策として張るが、10年程度の耐久性はある。天井を改修するには、休館を検討しなければならない。コンベンションホールや大広間は、1年先まで予約可能となっている。工事計画をしっかりと立てた上で実施することになる。ほかの工事等の優先順位等も含めて計画していかなければならないと考えているので、まずはこの長期営繕計画に基づいて工事を進めていきたいと思っている。

<松山委員>

長寿命化計画の中で、今回、損傷が発生したことでいろいろと考えていかなければならないことがあると思う。事案が発生したときに、すぐに対処するというところまで落とし込んだ計画が作成されているのか。今はネットを張って、令和13年に天井を改修するというのが一般的な話かもしれないが、天井が剥がれるというのは、そこだけでなくいろいろなところが腐食している可能性があるため、業者を入れて点検しなければならないと思う。長寿命化とは別の案件として、計画をつくる予定はあるのか。

<市民力推進課長>

営繕計画は、ギャラリーかめおかを長期に使っていくために必要となる改修工事について、年度的に計画を策定したものである。

<松山委員>

公共施設の長寿命化計画の中に、損傷が発生してからの事後保全型の計画と、損傷が発生する前の予防保全型の計画とがある。今回、事故が発生しているため、事後保全型計画を策定すべきだと思う。それには当たらないのか。それとも、それも含めて今後検討しなければならないのか。

<建築住宅課長>

天井材脱落が発生しているため、今回、議決いただくと、原因となっている部分を含めて高所作業車で天井に近づき、状態を確認することができる。あるいは、元設計の中の全面防水作業をしていく中で、原因箇所を突き止めることができる。それらを、長寿命化とは別の事後対策の資料として活用していきたいと考えている。

<松山委員>

調査の中で、現場の作業員から提案があったのか。それとも、事案が発生したからとあらかじめネットを張ることにしたのか。

<建築住宅課長>

従前の調査の中で、健全だろうと思われていた箇所の部材の脱落が発生した。当初の調査では大丈夫だろうという部分についても、予想外のことが発生したので、どこでどのようなことが起こるか分からないということの安全対策も含めて、天井全体にネットを張り、来場者の安全確保に努めていこうということになった。

<木村委員長>

2,470万円の内訳は。

<建築住宅課長>

増額部分の工事費内訳書は、必要であれば提出する。基本的な材料代、足場代、足場が組めないところに持ち込む高所作業車代などである。

<木村委員長>

ネット代は、それほど高額ではないと思うので、足場を組む工事費が大きなウエイトを占めると思う。想定外のことが起きており、どこから落ちてくるか分からない。落

ちたのは老朽化なのか、施工に欠陥があったのかは分からないが、今後、10年間にどんどん落ちていたのを見た市民から、何をしているのか、いつまでネットを張っているのかと言われるだろう。少しずつ修理するのなら、一度に改修したほうがよい。財源はどうなっているのか。全体を考えた中で、ネットを張ることになったのか。

<市民力推進課長>

当初予算で計上した長寿命化工事の追加ということで、財源は、市債の公共施設等適正管理推進事業債である。令和3年度までが起債の対象になり、元利償還金について特例措置できるというものである。長寿命化工事の追加工事ということで対象になると考えている。ネットは天井材に密着するよう隙間なく張るので、ネットがたわんでしまうことはないと考えている。

<木村委員長>

天井に貼り付いているから分からないということではなく、松山委員がボルトで止めてあると言われたが、鉄かプラスチックか分からないが、そのボルトが落ちないとも限らない。交付税措置は令和3年度分までということであるが、天井の全面改修は間に合わないということか。令和13年度に全面改修を計画しているということであるが、次の交付税はいつまでのものが出てくるのか。

<生涯学習部長>

交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債を活用し、令和3年度に予算を組んでいる。この起債は2021年度が措置期限であり、今年度までと決まっている。国で来年度予算編成をされる際に、措置期限を延長されるのかどうかは今後の議論ということになる。今回の改修にあたり、委員長ご指摘のように全面改修するという方法と、提案させていただいた安全対策としてネットを張るという方法の2つを検討した。全面改修するには、事業規模が3億円くらいは必要になると考えている。工事の手法も、休館し、足場を全面的に組んで行うことになるので、利用いただいている市民の皆様にも不便をかけることになる。財源についても、今、起債の制度として決まっているのは今年度までであるので、来年度に実施するとなると、今の段階では財源が不確定となり、単費か交付税措置のない起債での実施となる。財源確保も課題と考えている。今回提案させていただいているネットを張ることにより、10年くらいは今の状況でも使用いただける。市民には、来年度に予定されている事業を既に予約いただいているので、市民利用という視点で考えた場合、不便をかけずに利用いただける。財源も、今年度の長寿命化工事の追加工事として発注することにより、交付税措置のある有利な起債が活用できる。この2点により、市としては今回の案件で提案させていただいた。長寿命化計画で令和13年度に天井改修を計画していたが、今回のように不測の事態も出ている。想定よりも早く老朽化することも考えられるが、国の老朽化した施設に対する修繕の財源措置は、起債だけでなく、新たな交付金や補助金制度がつけられることもあると思う。今後、そういった財源確保ができるときに、計画を前倒しする必要があると考えている。施設の状況と財源の確保というところで、計画している年度まではしないということではなく、今後、柔軟に考えていく必要があると考えている。

<木村委員長>

市長が全面改修に1億円くらいかかると言われたので、1億円の4分の1を使うのであればと思った。また、今回の安全対策のネットは、本当にこれがよいのか。もう少し目の細かいネットがよいのか。値段が変わらないのであれば、もう一度検討してほしい。また、天井に近づいて作業をされるので、試験的に何か所か天井材をめくって試験片を取り、10年が本当に正しいのかということの調査も一緒にしてほしい。

<生涯学習部長>

今回の施工にあたり、現状の点検もしっかり行い、必要な補修もできる範囲で実施し、今の状況を悪化させないような手法を考えて実施していきたいと考えている。

<三上委員>

ネットを天井に貼り付けるようなイメージだということが今日初めて分かった。劣化して落ちているので、貼付作業が呼び水になってボロボロと落ちてこないことを祈る。安全対策が必要だと思う。契約案件であるので、その点で質問する。8月30日の採決の際、私は反対した。長寿命化は必要であるが、契約の中身、相手について、地元業者から幾つも声を聞いていたので、反対した真意は理解してもらっていると思う。令和3年8月30日に締結した契約を変更すると資料に書かれているが、議会が議決したのは8月30日であり、その日に契約を締結している。公契約要綱を事前に提示し、説明するということができなかったと聞いているので、8月30日に議決した段階では公契約要綱を提示できていなかったと思うが、契約を締結するまでに公契約要綱を提示し説明したのか。

<契約検査課長>

再度ホームページに掲載した。また、9月1日からは全工事案件について、亀岡市公契約要綱を添付している。

<三上委員>

石村・サンケイ特定建設工事共同企業体に対しては、8月30日にどのように提示したのか。

<契約検査課長>

公契約要綱は、従来からホームページ等で周知しているので、両業者に直接説明はしていない。

<三上委員>

徹底できるか疑わしいので直接提示すべきなのに、できていないということである。地元業者をできる限り下請けで使うようにとか、不正がないように公正にするように徹底すべきである。それは9月1日以降もしていないのか。

<契約検査課長>

9月1日以降の全工事案件について、亀岡市公契約要綱を添付しており、また、全業者に下請けへの市内業者の活用についてという案内文も周知している。内容は、下請けへの市内業者の活用について、もう一つは資材、機械の購入や借入等における市内業者の活用についてである。

<三上委員>

指摘した業者に対し、なぜ8月30日の時点でしなかったのか。

<契約検査課長>

再度、変更契約が成立した時点で、契約書を返すときに文書を提示している。

<三上委員>

いつ提示したのか。

<契約検査課長>

9月1日以降で、日は定かでないが変更契約書を取りに来られたときである。

<三上委員>

下請業者がどこから来ているか、把握しているのか。

<建築住宅課長>

今回の工事は、5つの工事で下請業者が入っている。その中で、塗装・内装工事については市内業者にお世話になっている。

<三上委員>

ほかに幾つの業者が入っているのか。

<建築住宅課長>

5つの工事で5つの業者が入っている。

<三上委員>

亀岡市内が2つで、あとは京都府内の事業所ということか。

<建築住宅課長>

2つは亀岡市内の業者で、残り3つは京都市内と大阪府の業者である。

<三上委員>

3つのうち1つは京都市で、あとの2つはどこか。

<建築住宅課長>

大阪府吹田市と、大阪市鶴見区の業者が入っている。

<三上委員>

私は、毎週、工事車両専用駐車場を見に行き、写真も撮っているが、京都ナンバーの車は少ない。大阪ナンバーが40%くらい、なにわナンバーが25%くらい、神戸ナンバーが25%くらいである。東技研と書かれた車が止まっていたので調べると、大阪市外と西成区であった。神戸ナンバーの車も多いがどこの業者か。

<建築住宅課長>

下請けとして把握しているのは、大阪府、大阪市の業者であるが、その業者が協力業者を連れてきている可能性がある。それが兵庫県の業者である可能性はある。

<三上委員>

京都市内の業者が、府外の業者を連れてきている可能性もある。下請けの下請けなので関知しないということかもしれないが、他府県ナンバーの車が多く止まっている状況である。

<建築住宅課長>

施工体制台帳の中で、2次下請業者、3次下請業者についても把握している。亀岡市内業者が携わる2つの工事は、塗装や内装の工事で、今後の工程の中で出てくることになるので、もう少し見ていただきたい。

<三上委員>

ガレリアかめおかは特殊な建物なので、市内業者ではできないのかもしれないが、下請業者が亀岡の業者では補えないところなのか精査すべきだと思う。しっかり把握してほしい。

<木村委員長>

商店街に対しては、クーポン事業などで支援している。できることとできないことがあるので検討してほしい。

(質疑終了)

11:30

(総務部・まちづくり推進部 退室)

(2) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

各課長 説明

11:37

《質疑》

<松山委員>

生涯学習推進経費、国の10分の10の補助金が当たっているが、緊急事態宣言等の休業補償とは別のものか。金額の根拠は。

<市民力推進課長>

ガレリアかめおかは、休業または使用時間の制限等を受け、収入が減少している。その分の補填が大部分である。

<松山委員>

何がどのように減ったのか。

<市民力推進課長>

指定管理料は、平成27年度から令和元年度の利用率収入の平均から算定している。今年度の収入は、4月は平均収入の38.77%、5月は1.83%、6月は58.88%、7月は70.06%、8月は34.72%、9月は2.91%と大きく下がっている。10月以降は、新規予約が入っている分の収入見込みから計算し、今回の補正額を算出している。10月以降、新たな予約が入ってくるので、今回決定いただいた予算から今後の利用率収入を考えた上で、指定管理料の追加額を決定していきたいと考えている。

(質疑終了)

11:41

(3) 第11号議案 亀岡市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

生涯スポーツ課長 説明

11:42

《質疑》

<三上委員>

市民と市外居住者が混在する場合の料金はどうなるのか。

<生涯スポーツ課長>

市民のグループという対応になる。グループの中に、他市町村の方が入ることも考えられるので、申請の内容にもよるが、市民の方ということで市内料金になる。

(質疑終了)

11:44

(休憩)

11:45～11:50

(総務部 入室)

11:50～

【総務部】

(1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

総務部長 あいさつ

各課長 説明

11:59

《質疑》

なし

(2) 第12号議案 亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について

《質疑》

＜松山委員＞

レストランの営業終了後、夜間に使用され、翌日レストランを営業しようと思ったときに机の位置がバラバラになっていたり、汚れていたりして、レストラン事業者が困るケースも出てくると思う。レストラン事業者とは協議できているのか。

＜総務課長＞

占有して使用する方には、申請時に元どおりに戻すようお願いしたいと思っている。清掃等は委託しているので、きっちり説明していく。

＜松山委員＞

清掃業者とレストラン事業者との調整はできているのか。

＜総務課長＞

午前9時から清掃に入るので、そのことも徹底する。

＜松山委員＞

市民ホールと開かれたアトリエの使い方は違うと思う。当初の説明では、開かれたアトリエを市民誰もが利用できる場所にしていきたいと言われていた。コロナの関係で午後5時で閉めると聞いたと思うが、午後6時から午後10時までだけ使用料を徴収するというのか。普段は閉まっているが、借りたい人だけが使えるということか。

＜総務課長＞

開かれたアトリエは、執務時間内は誰でも自由に使える場所であるが、執務時間外については受益者負担の考えで使用料を負担いただくという考えである。行政サービスの提供については、費用は公費負担であり、使わない人の税金も入っている。占有申請を出していただき、許可をして使っていただくのであれば、それ相応の使用料を市民ホールに準じていただくこととしたい。

＜三上委員＞

市長の説明では、これまではレストランの営業中しか使っていなかったが、土・日曜日、夜も含めていろいろな人、多くの市民に使ってもらうようになると聞いた。受益者負担主義は一定理解するが、多くの市民に開かれたアトリエという点で言えば、多くの市民は勤労者であり、平日の昼間は行けない人が多い。仕事が終わって帰宅してから、集まって話がしたいときに開かれていればよいと思う。開かれたアトリエというのであれば、ほかの施設と同じように使用料を取ってよいのか。

＜総務課長＞

平日だけでなく、土・日曜日の昼間は開いている。夜間だけは使用料をいただきたいと思っている。

＜三上委員＞

勤労者は土・日曜日が休みなのでそのときに使えばよい、平日は使わなくてもよいということか。

＜総務課長＞

平日、土・日曜日、祝日の午前9時から午後5時まで開いている。夜は申請していただき、受益者負担の考え方から使用料をいただきたいということである。

＜三上委員＞

開かれたアトリエということであれば、平日の仕事が終わってからも気軽に使える場所であってほしいという思いを持っている人は結構あると心に留めておいてほしい。

<松山委員>

W i - F i を利用するときは、特別に電気を使用する場合は実費を徴収するという位置づけになるのか。

<総務課長>

特別に電気を使用する場合というのは、W i - F i のことではない。通常の200ボルト以上の機械を持ち込んで電気を使用する場合のことである。

<三上委員>

総務部は施設管理の所管であり、説明いただいたとおりだと思う。開かれたアトリエのコンセプトについては、生涯学習部から説明を聞いた。夜間使用料を徴収することは、生涯学習部は同意しているのか。そもそもどこから出てきた話なのか。

<総務課長>

市として、庁舎管理上、受益者負担金の考え方で使用料をいただきたいと思っている。生涯学習部が言っているということではない。

<三上委員>

レストランの営業時間以外も開かれると聞いたことがある。生涯学習部として、夜も開かれたものにしたいという思いを持っているのか。開かれていないのではないかということは、総務部に言っても仕方がないことだが、合意の上でやっているのか。

<総務課長>

開かれたアトリエということで自由に使っていただくが、午後6時以降については使用料を負担いただきたいと思っている。ただし、文化国際課が中心に実施している市主催や共催事業は、今までどおりである。

<松山委員>

議案の件ではないが、庁舎管理の観点から、現在、庁舎は午後5時まで開けているが、午後10時まで開けることはできるのか。

<総務課長>

地方自治法第225条で、行政財産の使用または公の施設の利用に関しては、使用料相当をいただくということになっている。業務に支障のない範囲で、規定を設けて開ける。執務時間外については、受益者負担の観点から使用料をいただくということである。

<総務部長>

庁舎管理の立場としては、午後5時以降は基本的には無人になるので、午後10時までフリーで開けることは難しい。受付に人がいるといった措置をとることができれば可能であるが、今の状況では難しいと考える。

<松山委員>

支障をきたすかどうかポイントになると思う。理解した。

<三上委員>

午後9時か10時までオープンにできるのであれば、すればよいという思いで言った。課長が言われた地方自治法第225条には、「使用料を徴収するものとする」ではなく、「することができる」と書かれているので、しなくてもよいのではないかと。

<総務課長>

そのとおりである。「することができる」となっている。

(質疑終了)

12 : 21

(総務部 退室)

(会計管理室 入室)

12:23~

【会計管理室】

(1) 第8号議案 令和3年度亀岡市東別院財産区特別会計補正予算(第1号)

(2) 第9号議案 令和3年度亀岡市畑野財産区特別会計補正予算(第1号)

会計管理室長 あいさつ

財産管理課長 説明

12:27

《質疑》

<松山委員>

今後の山も含めた財産の管理をどのようにしていくかということについて、会計管理室が財産区の方に寄り添って話をしていってほしい。現状はどうか。

<財産管理課長>

現在、次年度当初予算編成時期であるが、それぞれの財産区により事情が異なっている。出納員を通じて、あるいは委員長から出納員を通じて相談を受けているところには対応している。

(質疑終了)

<財産管理課長>

今年度、当初予算に計上したマイクロバスが、当初予定よりも早く、先週金曜日に納車された。今後、試走などを行い、新年1月から運用を開始したいので報告させていただく。

(会計管理室 退室)

12:29

(教育部 入室)

12:31~

【教育部】

(1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算(第6号)

教育部長 あいさつ

各課長 説明

12:54

《質疑》

<松山委員>

49ページ、給食センター管理経費、修繕料150万円ということであるが、どこをどのように修繕するのか。

<学校給食センター所長>

当初予算1,000万円が残り少なくなっている。今後の緊急対応や突発的な修繕に備えて150万円を計上させていただいた。

<松山委員>

どのようなことが想定されるのか。

<学校給食センター所長>

お湯や蒸気の配管の漏水が主なものである。

<山本委員>

47ページ、学びを支える教育推進経費、想定よりも3人増えたということである

が、学校と学年は。転校により増えたのか。

<学校教育課長>

外国から転入された。学校はバラバラである。学年は4月に2年生、9月に2年生と1年生が転入された。

<山本委員>

会計年度任用職員の人数が増えるのか。時間数が増えるのか。

<学校教育課長>

これまで3人を雇用し、予算の範囲内で執行しているが、予算をオーバーするというので、今回要求させていただいている。

<山本委員>

人数が増えたわけではなく、予算が不足するので補正予算を計上したということか。対象の子どもが3人増えたために、新たに会計年度任用職員が必要になったわけではないということか。

<学校教育課長>

当初、対象の子どもは3人で、採用している教員は2人であった。その後、4月と9月に日本語が不自由な子どもが転入されたので、新たに3人の会計年度任用職員を雇用した。その分について予算が足りなくなったので、今回、補正予算を計上している。

<石野委員>

亀岡市内に日本語が不自由な子どもは何人いるのか。

<学校教育課長>

小学生が6人いる。中学生はいない。

<松山委員>

51ページ、文化資料館管理運営経費、白カビが見られたということであるが、その後、虫が発生したといったことはあるのか。

<歴史文化財課長>

9月に白カビが発見され、職員が紙で丁寧に拭き取った。虫はいないが、見えないところもあるので、専門業者に委託して取り除きたいと思っている。

<松山委員>

文化財の燻蒸は重要だと思う。業者は限られてくるが、金額もいろいろである。今後の文化財保護の観点から、どこにカビがあり、どこに虫が発生しそうかといった全体を網羅した業務をしてもらえるのか。

<歴史文化財課長>

文化財が増えてきており、空気の流れが滞っていると指摘された。文化財をしっかりと管理することが大事なので、適切な配置により空気の流れをつくり、文化財を守る態勢を整えて管理していきたい。

<山本委員>

外国語指導員は、どのようなところから採用されるのか。

<学校教育課長>

元教員、教員のおつて、国際交流協会からの紹介でお世話になっている。

<松山委員>

51ページの件で、委託業者はどこか。

<歴史文化財課長>

これから選定していくので、まだ決まっていない。

<松山委員>

外国語指導員の件、先生のつてで来ていただくということであるが、今後、外国にルーツを持つ子どもは増える。つてだけで人材確保するのは難しいので、教育委員会として、子どもたちの学びを保障するという観点から、文部科学省や京都府教育委員会に要望すべきではないか。

<教育部長>

外国語の支援をしていただける方は、大都市圏には多くおられるが、地方では確保が難しいと言われている。亀岡市でも、元教員の知人の方々に頼っているのが現状である。都道府県単位で、国を挙げて配置できる体制をつくっていただく必要があると考えている。京都府教育委員会に相談して進めていきたい。

(質疑終了)

13:06

(教育部 退室)

(昼休憩)

13:07~14:10

3 討論～採決

《委員間討議》

<松山委員>

第1号議案、一般会計補正予算の移住・定住促進経費、「離れ」にのうみの指定管理料と、第20号議案、ガレリアかめおか長寿命化改修工事（建築）請負契約の変更について、意見交換したい。

<齊藤委員>

午前中に意見が活発に出たのはその2点であるので、その2点でよいと思う。

<木村委員長>

この2点でよいか。

— 全員了 —

<木村委員長>

第20号議案について意見をお願いします。

<松山委員>

ネットで本当によいのか。ビスや破片が落ちてきたとき、利用者に当たるのではないかと心配する。ネットの上にシートを貼ったほうがよいと思う。安全・安心に使ってもらうことがよいので、細かく見ていく必要があると思う。

<三上委員>

当初予算の範囲内で今回の2,470万円は実施できる。予算額よりもかなり安く落札している。安ければよいということか。ただ、既に契約して施工している工事の金額変更なので、今後、注視していくべきことである。問題は、このような工事でよいのかということである。天井に近づいてネットを張るので、全てをチェックすることができる。ほかに危険なところがないかを細かく調べることができると思うが、それはこの契約に入っているのか。

<木村委員長>

先ほどの答弁で、チェックすると言っていた。

<齊藤委員>

ネットを両端から引っ張るのであれば安くできる。天井近くに張れば、落ちてても衝撃が少ないので持ちこたえられると思う。シートは風にあおられるので逆によくはない。

ネットが良いと思う。ただ、ボルトが落下すれば心配なので、確かめておく必要がある。ネットを張るときに全部点検しようと思えば、足場を組む必要があるのでできないのではないかな。

<木村委員長>

天井に密着して張ると言っていたので、引っ張るのではないと思う。全部点検することはできないが、場所を決めてチェックするように私は言った。

<齊藤委員>

落下したところは、雨漏りしていたのか。

<山本委員>

今回、これまで健全だと思っていたところが落下した。ネットは天井に密着させて、全面に張るので落ちる心配はないと言われていた。ただ、ボルトが落ちると危ない。また、点検も今まで目視でされているので、この機会に点検してほしいと思ったが、木村委員長が聞かれたときに点検もすると言われた。令和13年度に全面改修を行う計画だと言われたが、それまで待つのではなく、傷み具合や財源確保の状況により臨機応変にしていくと言われた。市民の安全という部分を最重視してもらいたいと思う。

<松山委員>

山本委員が言われたとおりである。目視点検しかしていないので、定期管理の不備というところもあると思う。ネットを張るときに、できる範囲でチェックしてもらい、令和13年度を待たずに特例の計画をつくる必要があると委員会として言う必要がある。本当にネットでよいのか、ボルトが落ちると言われたので心配である。委員会として指摘すべきだと思う。

<齊藤委員>

そのように委員長報告で指摘してもらえばよいと思う。

<木村委員長>

ネットを張る際に、目視でなくきっちりとチェックすること。どの程度もつかを調べて、それにより全面改修時期を決めてほしいということ。もう少し細かいメッシュ状のネットを検討し、ボルト対策もするということによってよいかな。

<三上委員>

指摘要望については、討論・採決の後でもう一度まとめていただきたい。全館閉鎖してやることではないので、安全対策を完璧にするということも入れてほしい。市民の安全第一を基本にしてもらわなければ困る。

<木村委員長>

第1号議案の「離れ」にのうみについて意見を願います。

<松山委員>

指定管理者が、「離れ」にのうみの活用としてワーケーションモニター事業を考えて企画書を出していると思う。「離れ」にのうみだけでなく、亀岡市にワーケーションという方向性があるのであれば、市全域でモニター調査をしなければよい結果は出ないと思う。テスト的にモニター調査をするということであれば分かるが、現状を踏まえて方向性を探りたいというような説明であったので、それは勇み足のように思う。ワーケーションモニター業務委託料56万円の内訳は、宿泊者20人分であるが、20人の情報だけでワーケーションの方向性を決めてよいのか疑問に思う。やるのであれば、今回のワーケーションモニターを足掛かりとして、市全体で方向性を考えていくべきかどうかを皆さんと議論したい。

<浅田副委員長>

今回のモニター事業は、ワーケーションの認知度が71%あったということがきつ

けになっているが、私も20人だけのデータでよいのか不安がある。

<齊藤委員>

ワーケーションは、かなり以前から言われていて、今の流行である。2位が京都府ということで、「離れ」にのうみは町屋であるが、京都市内でワーケーションをしている町屋はいくらでもある。「離れ」にのうみは、ワーケーションができるしつらえができていない。亀岡でワーケーションをするのであれば、例えば東別院町見立で空き家を借りてするほうが亀岡らしいと思う。市からワーケーションをやるように指示したということであれば分かるが、指定管理者から提案されたということなので、これをやって売上げが上がらなければ、また別の提案がされて、また委託料を出すのか。それは納得できない。いまだに代表者のフェイスブックには、四国のことしか上がっていないことに私はこだわりがある。

<松山委員>

講師は誰か。会場は「離れ」にのうみなのか。会場使用料は、宿泊料とは別である。国のコロナ交付金を充てるということであるが、もっと質疑して情報共有してから採決すべきだと思う。追加提出を求めた企画書が出るまで、審査が進められないと思う。

<木村委員長>

資料提出がいつになるか、事務局に確認させる。それまでの間、次第4の行政報告を受けることとする。

14:33

4 行政報告

(市長公室 入室)

【市長公室】

(1) 亀岡市ブランドシンボルロゴについて

市長公室長	あいさつ
広報プロモーション課長	説明

14:39

《質疑》

<松山委員>

使用開始は令和4年1月1日からということであるが、既に亀岡市のホームページにこのロゴが使われている。著作権は大丈夫か。

<広報プロモーション課長>

著作権の出発点は定めていないが、既にデザイナーに使用の許諾はいただいている。亀岡市ホームページはこれから長く使うものであるので、既に掲載しているが問題ないと考えている。

<石野委員>

「岡」と「市」のマルに意味があるのか。

<広報プロモーション課長>

このマルは、よく見ていただくと8角形である。霧、雫、水、また、スタジアムの形を表現しているものである。「亀」の文字の上の隙間も8角形を入れている。8角形は、今回のロゴのデザインのポイントになるものであり、各文字に配列している。

<松山委員>

スマートで格好よいと思う。デザイナーの報酬は幾らかかったのか。当初予算に説明

があったのか。

<広報プロモーション課長>

デザイナー報酬は30万円である。当初予算のシティプロモーション経費の枠内で執行している。

<三上委員>

著作権は亀岡市にあるのか。

<シティプロモーション担当室長>

デザイナーは博報堂の社員であり、私が依頼した。著作権は市に譲渡する契約を結んでいる。著作権隣接権はデザイナーに帰属するものであるため、改編はできない。きちんとしたマニュアルを作っているため、違う使い方はできない。今後、これを使っていていただければと思う。

(質疑終了)

14:51

(市長公室 退室)

(政策企画部 入室)

【政策企画部】

(2) 亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会について

政策企画部長 あいさつ

企画調整課長 説明

15:06

《質疑》

<木村委員長>

懇話会委員には市民公募の方もおられたが、今後、音響などに携わる若い人たちに広く話を聞いてほしい。

(質疑終了)

15:07

(政策企画部 退室)

(総務部 入室)

【総務部】

(3) 第11次亀岡市交通安全計画について

総務部長 あいさつ

自治防災課長 説明

15:14

《質疑》

<松山委員>

亀岡市交通安全計画の実効性はどのくらいあるのか。方向性を示すものという位置づけなのか。

<自治防災課長>

目標を定めているものである。事故の減少を目指し、交通事故のピークを迎えた中で交通安全対策の見直しを定めている。

<松山委員>

第10次亀岡市交通安全計画と大きく変わるところは。

<自治防災課長>

資料6 ページの4に、死傷者の数は目標を達成しているが、高齢者の交通事故対策等を今後考えていく必要があるということで、見直しを進めているところである。

<齊藤委員>

これからの時代を考えると、これまでのように安全運転をしましょうというだけでなく、衝突防止センサーの付いた車を啓発するような文言を入れるとよいと思うがどうか。

<総務部長>

新たに先進技術の活用推進という項目を作っている。

(質疑終了)

15 : 18

(4) トイレトレーラー配備に向けたクラウドファンディングの実施について

自治防災課長 説明

15 : 20

《質疑》

<松山委員>

返礼品の金額は。

<自治防災課長>

寄附金額は5,000円からとするが、5,000円の場合は印字しない。1万円から氏名を掲示し、3万円、5万円、10万円、30万円、50万円、100万円と文字の大きさを変える。

(質疑終了)

15 : 22

(5) 良好な避難所環境の確保・管理計画の策定について

自治防災課長 説明

15 : 34

《質疑》

<松山委員>

けん引は消防職員にお世話になると聞いていたが、なぜ自治防災課職員がけん引免許を取得することになったのか。

<自治防災課長>

災害対策、災害支援業務においては、自治防災課職員がトイレトレーラーを移動させることになると考えている。

<松山委員>

保管場所は、野水駐車場でないほうがよいのではないかという意見が出ていたが、なぜ野水駐車場に置くことになったのか。

<自治防災課長>

これまで亀岡市内で、車中泊ができる避難場所を示すことができていなかった。今後、そういった避難場所が必要になってくるので、市有地である野水駐車場を整備し利用していきたいと考えており、トイレトレーラーをそこに置こうと考えている。

<松山委員>

野水駐車場は浸水区域ではないということか。車中泊をしても、水害の心配はないということか。

<自治防災課長>

野水駐車場は、高台になっており浸水想定エリア外である。周辺は浸水エリアになっているので、野水駐車場に避難していただこうと考えている。

<松山委員>

場所は野水駐車場だけということだけでなく、幅広いイメージを持ってほしい。また、災害が起きたとき、トイレトレーラーをけん引できるかどうかのポイントになると思う。できる範囲で定期的にトイレトレーラーを動かし、シミュレーションすることが大切だと思うがどうか。

<自治防災課長>

平常時は、トイレトレーラーの啓発とともに、市民の災害に対する意識の高揚も含めて活用していきたいと思っている。防災訓練や市のイベント等で、トイレトレーラーを移動させて活用し、いつでも活動できるようにしていきたい。

<木村委員長>

けん引車は消防団のキャラバンと聞いているが、引っ張るための器具は付けたのか。その予算はどうしたのか。自治防災課職員が免許を取りに行っていると聞いたが、何人が行っていて、予算はどうしたのか。野水駐車場には、使わずに置いておくだけなのか。

<自治防災課長>

けん引車は、キャラバンではなく、消防団の積載車、トラックを考えている。器具の設置は、今後、予算を捻出していきたい。来年度、けん引免許取得費用を3名分ほど予算化したいと考えている。野水駐車場には、常に使用できる状態で置いておく。

<木村委員長>

消防団積載車は、軽トラックか。

<自治防災課長>

2. 5トントラックである。四輪駆動のディーゼル車である。

<木村委員長>

野ざらしにするよりも、屋根のあるところに置いておいたほうがよいのではないか。

<自治防災課長>

野水駐車場を車中泊避難場所にしたいと考えているので、そこに置いておき、災害時にすぐに活用できるような態勢を取っていきたいと考えている。

<木村委員長>

緊急時は野水駐車場に移動させればよいが、防犯上、また劣化の点で屋内と屋外では持ちが違う。野ざらしで置いておくという趣旨が分からない。消防団のトラックがあるのであれば、トイレトレーラーの横に置いておけばすぐに動かせる。検討をお願いします。

<松山委員>

マンホールトイレは、今後整備を検討するということであるが、現状、どこのプールでも水を汲み取ることができると思うが、調査はどうなっているのか。

<自治防災課長>

マンホールトイレは、プールからの排水とは別に、マンホールトイレに流れる管の設置が必要である。使うときにはその管に水を流すことになる。既存のプールの排

水を使うことはできない。

<松山委員>

方法は2つあると思う。1つは配管を通す方法。もう1つは、プールにホースを入れて、マンホールの上に置いたトイレに水を流す方法。ホースで水を流す方法は、マンホールの上にトイレを置きさえすれば可能ではないか。配管は、地下工事が必要になり、予算的に難しいかもしれないが、両方を主眼に置いてマンホールトイレを整備していくことが、亀岡市のトイレの個数を増やすために必要だと思うがどうか。

<自治防災課長>

既存のマンホールの上にトイレを置いて使用することは可能であると思う。水を汲んで持ってきて流すということになる。既存のトイレでも、断水時には水を運んできて流すのと同じ考えである。また、既存のトイレとつながっているマンホールの上にトイレを置くということも可能だと思うので、必要に応じてやっていきたいと思う。

(質疑終了)

15 : 49

(総務部 退室)

(教育部 入室)

【教育部】

(6) 学校規模適正化の取組について

教育部長 あいさつ

<教育総務課長>

まず、別院中学校ブロックの取組について報告する。先月の総務文教常任委員会で依頼のあった東別院町及び西別院町の保護者からの要望書の回答について、それぞれの説明会で配布したものを、本日、資料として提出している。東別院町の保護者からは、9月29日付けで市長宛の意見書と、10月1日付けで教育長宛の要望書をいただいている。また、西別院町の保護者からは、10月25日付けで教育長宛の要望書をいただいております、それぞれに回答したものととなっている。それぞれ要望書の最後に記載しているが、学用品やスクールバスなど予算措置を伴うものについては、現時点では検討する、考えるとの回答にならざるを得ないことについて理解を求めたところである。保護者からの要望については、他のブロックとの関係や公平性も鑑みながら、可能な限り検討し、予算編成に取り組んでいるところである。当初予算で審議をお願いすることになるが、予算が確定した然るべき時期に改めて保護者に報告する機会を設けたいと考えている。また、令和4年4月に別院中学校に入学予定の児童と保護者に対する入学説明会を、12月3日に別院中学校で行った。学校と教育委員会から、より具体的な質問等について説明を行った。令和4年度1年間の別院中学校での学校生活になるが、生徒会からも歓迎の言葉や一緒に楽しい学校生活を送りましょうという声かけがあった。また、12月7日に南桑中学校で行われた交流事業については、新聞報道もされたが、講師の高橋選手への質問事項等を両校生徒会と一緒に検討するなど、事前の取組もされていた。この交流事業の様子も含めて、別院中学校を南桑中学校に編入することについては、1月の亀岡市の広報誌で広く全市的に周知したいと考えている。次に育親中学校ブロックに

ついてであるが、資料として最後のページに育親中学校ブロックのあゆみを示している。育親中学校ブロックは、令和元年度に西部4町の自治会と懇談をするところから始めており、昨年10月にブロック協議会を立ち上げ、まずは現状を示し、今年6月までに説明会等を開催し意見を伺ってきた。その後、コロナの状況もあり取組を見合わせていたが、先の一般質問で奥野議員から発言があったとおり、11月25日に西部4町の自治会長連名で、市長と教育長宛に要望をいただいた。要望内容は、「児童が種々の集団活動を通して健やかに成長していくための望ましい学習環境、学校づくりについて、具体的方策を提示いただき、地域も一緒になって検討を進めていくべきと考えている。地元自治会としても、学び環境の確立が喫緊の課題と捉えて、教育委員会と連携して進めていくので、早期に具体方策を提案いただきたい」という内容の要望であった。一般質問での答弁のとおり、要望の趣旨も踏まえて取組を進めていきたいと考えている。まずは、12月20日に育親中学校ブロック協議会を開催し、これまでの説明会でいただいた意見を報告しながら、更にご意見をいただき、協議を重ねて、子どもたちにとってよりよい学びの環境を地域と連携して進めていきたいと考えている。以上が学校規模適正化の取組についてである。なお、先月、総務文教常任委員会からいただいた第2次亀岡市教育振興基本計画（案）に対する意見・質問については、現在、文書で回答するように準備を進めている。11月に実施したパブリックコメントには、18件の意見をいただいているので報告させていただく。

15:57

《質疑》

＜松山委員＞

学校規模適正化については、地域の方や学校に通う子どもたちにとって何がベターかを考えて進めていただきたい。そういった声をしっかり受け止めていただきたい。

＜三上委員＞

育親中学校ブロックの経過の中で、青野小学校区の保護者説明会をされたということで、あと2つの学校はこれからか。

＜教育総務課長＞

青野小学校区では、4月に住民説明会をさせていただいたときに、保護者だけの小さな単位で意見の言いやすい説明会を開催してほしいという声があり、4回に分けて実施している。本梅小学校や畑野小学校にも声をかけたが、現時点での説明会は必要ないと聞いている。また、青野小学校でされたアンケート、保護者の意見集約も、畑野小学校や本梅小学校にも声かけをしており、これから実施されると聞いている。

＜三上委員＞

自治会長からの要望内容は、口頭で言っていただいた。保護者がどのような思いを持っておられるか、自治会の真意がどこにあるのか知っておきたいので、要望書の写しを提供していただきたい。

＜教育総務課長＞

要望書の写しは、公文書に当たるので、これまでから提出していない。これまでも要旨として提出させていただいている。

＜三上委員＞

要旨だけでも提出してほしい。青野小学校保護者の意見はどうか。

＜教育総務課長＞

青野小学校保護者のアンケートは、青野小学校区説明会で出た意見をPTAの方が

まとめられ、どのような形がよいかということアンケートにして実施された。5つの選択肢を設けて聞いておられる。44家庭のうち、23家庭から提出があったということで、複数回答もあると聞いている。現状のままがよいという答えが4家庭ということで4票。どちらでもよいが5票。統合に賛成ということで小中一貫校、義務教育学校合わせて19票の回答であったということである。具体的な意見としては、様々な意見をいただいている。

<三上委員>

19票ということは、投票のようなものか。保護者会として、このように意見が決まったという報告だったのか。19票と書いてあったのか。

<教育総務課長>

いただいた報告の中にそのように書かれている。もう少し細分化して申し上げる。

<三上委員>

資料としてもらうことはできないのか。

<教育総務課長>

次のブロック協議会で、資料として何らかの形で示す。ブロック協議会の資料は公表しているの、その時点で提出させていただく。

<松山委員>

別院中学校から南桑中学校に編入する生徒たちのために、常時、スクールカウンセラーを置いていただけるのか。

<学校教育課長>

新たにスクールカウンセラーを雇用したいと考えており、当初予算で要求させていただきたいと考えている。

<松山委員>

スクールカウンセラーだけでなく、臨床心理士など幅広い考えでやっていただきたい。また、Wi-Fi環境がない家庭にはポケットWi-Fiを配布いただいているが、足りているのか。

<教育総務課長>

従来から対応しているものについて、別院地域でも検討している。

<松山委員>

すぐに貸出可能か。

<教育総務課長>

別院地域では、家庭によっては家の中のネット環境が十分でないという聞いているが、Wi-Fiの貸出についてはすぐに対応できる状況になっている。

<木村委員長>

育親中学校ブロック協議会で、「方針に基づく小中一貫校教育制度について」と書いてあるが、方向性は決まっていないということか。

<教育総務課長>

昨年10月のブロック協議会では、児童生徒数の状況や規模適正化の基本方針の中で、当時、選択肢として小中一貫教育という言葉も出てきていたので、その小中一貫教育制度について、また、方針ができた当時にはなかった義務教育学校制度について説明させていただいた。このブロックでどうするという方針が出ていたわけではなく、方針に基づいて説明させていただいたところである。

<木村委員長>

どちらとも決まっていないということでよいか。

<教育総務課長>

そうである。
(質疑終了)

16 : 11

(教育部 退室)

(休憩)

16 : 12 ~ 16 : 25

2 議案審査

(市長公室 入室)

<木村委員長>

一般会計補正予算、移住・定住促進経費のワーケーションモニター事業について、課長から再度説明願う。

<SDGs創生課長>

事業内容は、ワーケーションのモニター事業を実施するという事で、対象者は20名程度としている。開催場所は、「離れ」にのうみ、称名寺のほか、市内の観光施設を計画している。委託先は、株式会社ちいおりアライアンスである。対象者は、宿泊を伴う対象者が10名程度で、全国的に公募を行い、当該施設を利用・宿泊して地域を体験していただき、その利用者には地域の案内やレクチャーを行い、施設の評価、地域に対する意見をいただくことを計画している。2つ目のワーケーションセミナー実施に伴う対象者は10名程度である。こちらも全国的に募集し、宿泊の10名とともにセミナーを受講していただき、「離れ」にのうみを視察していただいて、施設の評価、また地域に対する意見をいただくことを計画している。実施日は、令和4年2月下旬から3月上旬を予定している。参加者の宿泊料は無料で、当地への交通費は自己負担としている。

16 : 29

《質疑》

<松山委員>

講師は誰か。

<SDGs創生課長>

調整中であるが、移住・定住の取組をされた方、まちづくりの取組に実績のある方とする。

<石野委員>

実施日が令和3年2月と書かれているが、令和4年の間違いか。

<SDGs創生課長>

申し訳ない。令和4年の間違いである。

<松山委員>

委託先の株式会社ちいおりアライアンスが持ち込んだ企画書に市が賛同して行う事業と、市としてワーケーション利用者を増やしたいという思いの中で、たまたま企画書が提出された事業とでは全く意味合いが異なる。市として、ワーケーションが地域活性化を含めて必要だと考えているのか。

<SDGs創生課長>

市として、ワーケーションを積極的に取り入れたいという思いがあった。ちいおりアライアンスからのワーケーション事業をしたいという提案と合致し、今回、予算計上したものである。

<松山委員>

そうであれば、今後、産業観光部も関わってくる話になるので連携していく必要がある。総務文教常任委員会として非常に重いジャッジをしなければならないと思うが、市の考え方はどうか。

<SDGs創生課長>

移住・定住に関しては、就職、子育てがポイントになると聞いている。産業観光部や子ども未来部などと協議し、市全体で取組ができるよう計画していきたいと考えている。

<松山委員>

対象者は10名ということであるが、家族で来られた場合、1人ずつが対象者になるのか。代表者だけが対象者になるのか。10名では少なくないか。なぜ10名なのか。宿泊してもらい、ここで仕事をするには何が必要かを調査することになるが、セミナーは必要なのか。セミナーをやめて宿泊モニターの数を増やしたほうがよいのではないか。

<SDGs創生課長>

家族で来られたときは、代表者にアンケートに答えてもらうことになる。家族も対象になるかもしれないが、企業の担当者にも利用いただき、意見をいただきたいと考えている。ワーケーションセミナーは10名程度としているが、発信力の強い方、SNSなどで情報発信されている方に参加いただき、宿泊された方や行政と連携して情報発信していただけるようなセミナーを開催したいと思っている。セミナー終了後もSNSなどで情報発信していただけるような方に受講していただきたいと考えている。

<齊藤委員>

地方に人を分散させようという国の方針でワーケーション事業が提案され、「離れ」にのうみでやってみようということで、今回、予算が出てきたと思うが、指定管理者が努力すべきである。亀岡運動公園の指定管理者は、いろいろと工夫されている。魚を買ったということで魚代を市に請求されているわけではない。指定管理者が、何とかしたいと努力されている。施設運営をしっかりといただけるから指定管理者制度を導入したはずなのに、上手くいかないから助けてほしいという話である。これはよくないと思う。今回は国の交付金を使うかもしれないが、市がお金を出さなくてもよいように、指定管理者をしっかりと指導してほしい。

<市長公室長>

指定管理者は、基本的には独立採算を目指すということで、コロナがあるのでどうなるか分からないが、4年後には指定管理料をゼロにするという目標で努力している。リモートワークやサテライトオフィス、ワーケーションというコロナ後に出てきたことを上手くキャッチし、市として事業展開していくべきだと考えた上での事業実施であり、指定管理者が言ってきたのでそのままやるということではない。今後も言ってきたことをやるということではなく、しっかり精査し、必要だと思ったことについては事業展開していきたいと思っている。

<三上委員>

資料の趣旨を読むと、ワーケーションをするなら自然が豊かで、古民家を利用した旅館がある亀岡市ですよということではなく、ワーケーションをするなら「離れ」にのうみですよという中身になっている。どちらにしても、移住促進には結びつかない話である。ワーケーションは、保養や旅行と仕事を兼ねるということで、移住するわけではない。「離れ」にのうみを使うので移住促進事業経費を使うということ

であれば疑問がある。移住のための事業には、市もバックアップすべきであるが、「離れ」にのうみをワーケーションで利用してもらうということであれば、指定管理者独自の努力でやるべきだと思う。移住促進事業経費は、移住を促進していくために使う経費である。市民から、移住促進になるのかという声が出てくると思うが、納得のいくような説明があるのか。

<市長公室長>

ワーケーションをしていただいた方が、亀岡を気に入って移住される可能性もある。趣旨にワーケーション候補施設と書いているが、「離れ」にのうみに1週間くらい滞在してもらい、ワーケーションやリモートワークができる場所だということをPRすることは必要だと思っている。亀岡のPR、観光施設としての利用ということも施設の目的にあるので、広い意味で目的に合致していると思っている。大きな会社が組織的に亀岡でワーケーションを考えているということであれば、「離れ」にのうみでは対応できないので、例えば、かつて亀岡ハイツと呼ばれていて研修施設もあった烟河のような民間施設でそのような利用ができないかといった、広がりを持たせていくための入り口として、この事業を考えている。

<齊藤委員>

烟河は、既にコワーキングスペースを整備している。
(質疑終了)

16 : 44

(市長公室 退室)

3 討論～採決

《討論》

なし

《採決》

第1号議案 一般会計補正予算(第6号)	挙手全員	可決
第8号議案(東別院財産区特別会計補正予算(第1号))	挙手全員	可決
第9号議案(畑野財産区特別会計補正予算(第1号))	挙手全員	可決
第10号議案(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)	挙手全員	可決
第11号議案(社会体育施設条例の一部改正)	挙手全員	可決
第12号議案(市庁舎使用料条例の一部改正)	挙手全員	可決
第20号議案(ガレリアかめおか長寿命化改修工事(建築)請負契約の変更)	挙手全員	可決

16 : 51

《指摘要望事項》

<齊藤委員>

指定管理の在り方をはき違えては困る。国の交付金だからよいということではない。二度とこのようなことの繰り返しにならないように、しっかりと指定管理者が運営していくように委員長から指摘してほしい。

<松山委員>

ガレリアかめおかの契約案件であるが、市民に安全・安心に使用していただくことが大切なポイントである。なぜネットになったのか分からないが、天井のボルトが落ち

てきたときのことも考えて、網目の細かいものにするなど、どのようなネットがよいか、シートのほうがよいのではないかとといったことをもう一度検討してほしい。設置するときに天井のチェックをされると言われていたので、強く指摘要望してほしい。

<三上委員>

「離れ」にのうみについて、コロナ交付金を市民のためにしっかり精選して使うよう指摘要望するか、委員長報告の中でそういった声もあったと入れてほしい。また、第12号議案についても、本来の開かれたアトリエという趣旨からして、より開かれた、市民が使いやすい場所に発展させていってほしいということを入れてほしい。

<松山委員>

開かれたアトリエは、総務部は庁舎管理上からの話しかできない。生涯学習部から自分たちの思いも含めて説明していただいたほうがよかったと思う。三上委員が言われたことも委員長報告の中で、このような意見もあったというように入れていただきたい。

<山本委員>

ガレリアかめおか天井の補修、点検については、市民の安全につながる対策をとっていただくようにと言っていたきたい。

<松山委員>

ガレリアかめおかの天井を点検するときには、一部利用を停止してやらしてもらわなければ、ビスが落ちたと聞くと怖い。文言は正副委員長にお任せするが、そういったことを入れてほしい。

<木村委員長>

ガレリアかめおかについては、市民の安全・安心を考えたネットの対策、選定をお願いし、天井部材の点検は利用停止も考えて、今後の改修予定も検討してほしいという内容でよいか。

<松山委員>

もう1点、今回は緊急に出てきた案件である。公共施設マネジメント計画の中にも、中期的な計画を作らなければならないということが入っている。令和13年度に予定している天井工事を前倒しするような計画を策定し、事業実施すべきだという思いも伝えてほしい。

<木村委員長>

今後、早期の改修予定の検討をお願いしたいと入れたい。三上委員が言われた、市庁舎の使用についても開かれたアトリエにしていきたいという内容も指摘要望の中に入れてよいか。

— 全員了 —

「離れ」にのうみについては、もっとしっかりした運営をしてほしい。独立した採算の合う事業者になるよう市から指導してほしいということと、コロナ交付金の使い方について、市民に寄り添った使い方を検討してほしいということも指摘要望に入れてよいか。

— 全員了 —

<木村委員長>

12月20日に委員長報告を確認いただくのでよろしく願います。

17:00

5 陳情・要望について

(1) ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い
ウイグルの人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い

<木村委員長>

ウイグルの人権問題に対し国に調査を求める意見書採択についての要望2件が、11月24日に郵送で提出されている。意見書(案)は2件とも同じ内容で、「中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書(案)」が添付されている。取扱いについて意見はあるか。

<浅田副委員長>

人権問題のことであり、国でも注目されている。中身を調べると中華人民共和国による人権侵害問題が特にひどい実情がある。抗議を求める意見書を出すのは当然のことだと思う。

<三上委員>

何らかの形で意思表示すればよいと思う。会派としても、政党としても、中華人民共和国に対する弱腰の外交に対し、国際法に則って、国際法に違反することは抗議すべきだと常々訴えていることである。そういう趣旨の意見書が上がればありがたい。

<山本委員>

通常であれば、聞き置く程度ということであるが、中華人民共和国に抗議するよう意見書を出すべきだという意見が出た。添付されている意見書(案)のとおりでは、公明党としては了承できない。人権や基本的自由の尊重という点で懸念があることは共有するが、文言について、皆さんとともに考えさせていただきたい。

<齊藤委員>

ドイツのアウシュビッツのようなひどい状態で、民族をなくそうというような考え方に対し、調査や意見を求めるのは緩いくらいであるが、今の状況では意見書を出すことしかできない。皆さんの意見がまとまって、意見書を出すことができればよいと思う。

<松山委員>

意見書は出すべきだと思う。文面はどうなるのか。

<山本委員>

以前にも、意見書提出に係る陳情・要望ということで出てきたことがあるが、そのときは総務文教常任委員会ではまとまらなかったもので、幹事長会で各会派の意見をまとめて意見書を提出した。全会一致で出せばよいと思う。

<松山委員>

全会一致でなければ、幹事長会で出すことも視野に入れるべきだと思う。訴えることが大切なので、この意見書(案)に対して異論があるのであれば、会派幹事長名で出す方法もあるのではないかと思う。

<三上委員>

出されている2件の陳情・要望は、付いている意見書(案)は全く同じである。なぜこの意見書(案)を出したのかという文面は、会派としてはとても許容できるものではない。ただ、中華人民共和国による人権侵害は、解決に向けて国際的に取り組むべき問題である。ウイグルだけでなく、香港、モンゴル、チベットなど、総合的なものにしてほしいという思いもある。会派で意見を聞くと、この陳情・要望については今までの例に倣って聞き置く程度とし、趣旨に合意できるのであれば、委

員会か会派幹事長でよりよい文章にして出せばよいということであった。私の意見としては、この陳情・要望については聞き置く程度とし、中身を検討すればどうかと思う。委員会で上げようという合意が取れば、今日決めなくても、後日、委員会を開催して決めればよいのではないかと。

<齊藤委員>

意見書を出すべきだという気持ちは皆同じであるが、ただ、先例の聞き置く程度ということ、今後も出てくることを考えると、委員会ではなく幹事長会で扱ったほうがよいのではないかと。

<松山委員>

齊藤委員が言われたように、思いは皆同じであるが、実質は幹事長会に判断を任せたいと思う。

<木村委員長>

総務文教常任委員会としては聞き置くこととし、意見書の趣旨を尊重するために会派間で調整いただくことでよいか。

— 全員了 —

17 : 16

6 その他

(1) 議会だよりの掲載事項について

<齊藤委員>

ガレリアかめおか天井の安全対策であるが、多くの子どもがガレリアあそびの森に来ているので、注意喚起も含めて掲載してはどうか。

<松山委員>

開かれたアトリエが土・日曜日に開いていることを知らない人もいるので、その周知と合わせて、これまで閉めていた時間を開けて使用料を徴収するということが掲載してはどうか。

<山本委員>

周知という意味で、社会体育施設の使用料を市外と市内で差をつけるということも掲載してはどうか。

<三上委員>

市民から、議会は何も意見を言わなかったのかと言われるような案件については、やり取りや指摘要望を記載して、議会として意見を付けたということが分かるようにすべきである。市民にとって有用な情報についても掲載すべきである。その2通りの載せ方がある。松山委員が言われたように、今まで閉めていた夕方以降の開かれたアトリエを比較的安価な使用料で使えるようになるということは掲載すればよいと思う。ガレリアかめおかについては、安全対策などいろいろな意見を付けたということが分かるようにすればよいと思う。体育施設の使用料についても、市民からなかなか予約が取れないという意見がある中で、市外と市内の料金に差をつけたということが分かるように掲載すればよいと思う。指摘要望を載せると、多くの項目を載せることはできないので、皆さんで選んでもらえばよいと思う。

<山本委員>

意見を出したが、正副委員長にお任せする。

<木村委員長>

指摘要望事項を掲載することでよいか。
— 全員了 —

(2) 次回の日程について

<木村委員長>

次回は12月20日(月)午前10時に再開する。

散会 ～17:22